

新型コロナウイルス感染症

緊急経済対策

特別定額給付金の申請が始まります

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として、1人につき10万円の「特別定額給付金」が支給されます。感染拡大防止のため、申請は郵送またはオンラインでお願いします。お知らせが届いたら、8月14日(金)までに手続きをしてください。▶問合せ:練馬区特別定額給付金コールセンター☎5984-1041(午前9時~午後7時)

給付対象者

4月27日現在、練馬区に住民登録のある方

※4月27日に生まれたお子さんも対象です。

申請期間

8月14日(消印有効)まで

給付額

1人10万円(1回限り)

受給権者

世帯主 ※世帯主が代表してご家族の分を申請してください。

受取方法

世帯主が指定する金融機関口座に振り込み

※ご家族の分もまとめて振り込まれます。

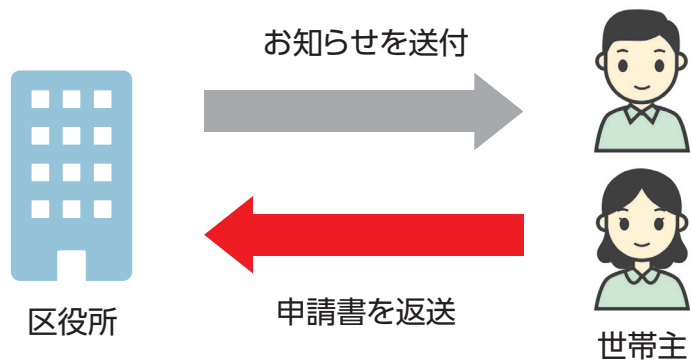
※申請から給付まで2週間程度かかります。

※後日、支給決定の通知をハガキでお送りします。

申請方法

郵送またはオンライン申請 [詳しくは2面へ](#)

郵送



オンライン

